

字名地番改正に伴う住所変更手続き等のお知らせ

■ 字名地番改正に伴い、当該区域内に居住されている方の住所及び当該区域内に所有している土地・建物の所在、地番が、**平成18年2月20日より変更**になります。

■ 字名地番改正に伴う、住所変更後の手続き等について

1) 役場が職権で行う手続き（自動的に変更）

事 項	改 正 の 内 容	内 容 説 明
・住民基本台帳 ・印鑑登録原簿 ・外国人登録原簿 ・選挙人名簿 ・国民健康保険台帳 ・国民年金被保険者台帳 ・学齢簿 など	住 所 欄	役場で、新しい住所に自動的に書き換えます。

2) 法務局が職権で行う手続き（自動的に変更）

事 項	改 正 の 内 容	内 容 説 明
・登記簿（土地・建物）	表題部の所在・地番	法務局で、新しい所在・地番に自動的に書き換えます。

3) みなさんに手続きしていただくもの〈例〉

① 土地建物登記関係

該 当 者	手続きの内容	手 続 き 先	期 限	提出書類等	備 考
改正区域内に現住所を有する方で、土地・建物を所有している方	所有者名義人（甲区欄）の住所変更登記 ※表題部の所在、地番については、自動的に変更になります。	釧路地方法務局 中標津出張所 ☎73-1212 ※中標津出張所の管轄する区域外に土地・建物を所有している場合は、それぞれの管轄する法務局へ直接、問い合わせ下さい。	期限はなく必要とき ※必要なときは、売買等により所有者名義が変更になるときなど。	・登記申請書 ・証明書（町で発行） ※改正前の住民登録住所に違いがある場合、住民票も必要です。	登記申請書類については、役場が作成のお手伝いをいたしますので、希望される方は 印鑑を持参の上、役場街づくり推進室までおこし下さい。 ※抵当権等に関して変更登記の必要があるときは、金融機関に相談して下さい。

② 法人（会社等）関係

該 当 者	手続きの内容	手 続 き 先	期 限	提出書類等	備 考
・改正区域内の住所で登記されている法人 ・改正区域内の住所で登記されている代表者、役員等	・本店または支店の住所変更登記 ・代表者、役員等の住所変更登記	本店及び支店を管轄する法務局	本店所在地の変更は2週間以内 支店所在地の変更は3週間以内	・登記申請書 ・証明書（町で発行）	区域内に支店がある法人は、本店所在地の法務局で変更登記し、登記簿謄本を添付し支店所在地を管轄する法務局に変更登記を申請。代表者等の住所変更も前記による変更登記と一緒に申請することができる。
改正区域内で事業を行っている法人	法人住民税に係る住所変更	根 室 税 務 署 ☎0153-23-3261 根室支庁税務課 ☎0153-24-5440 町 役 場 税 務 課 住 民 税 係 ☎73-3111(209) ※それぞれの機関へ提出して下さい。	速やかに	・異動届出書 ・登記簿謄本又は抄本 ・定款等の写し	異動届出書は、町役場税務課窓口又は町、支庁ホームページよりダウンロードできます。 ※詳細については、各関係機関へ問い合わせ下さい。
	競争入札参加資格審査に係る住所変更	町 役 場 管 理 課 管 理 係 ☎73-3111(347) 町役場企画財政課 用 度 係 ☎73-3111(325)	速やかに	・競争入札参加資格審査申請書変更届 ・商業登記簿謄本	詳しくは、町管理課、企画財政課へ問い合わせ下さい。

③ 改正区域内に住所を有している方の手続き関係

該 当 者	手続きの内容	手 続 き 先	期 限	提出書類等	備 考
運転免許証を持っている方	住所の表記変更	中 標 津 警 察 署 ☎72-0110	速やかに	・運転免許証 ・証明書 (町で発行)	
国民年金、厚生年金を受給している方	年金受給権者の住所変更	釧路社会保険事務所 ☎0154-22-0111	速やかに	役場年金係の窓口「住所変更はがき」がありますので、記入の上、社会保険事務所へ送付してください。	国民年金、厚生年金以外の公的年金受給者の方は、各給付機関へお問い合わせ下さい。
国民健康保険、老人保健に加入している方	住所の表記変更	町役場保険介護課 国保医療係 ☎73-3111(235)	期限無く必要なとき	健康保険証 受給者証	特に届出は不要ですが、書き換えを希望される方は、担当窓口へおこし下さい。 更新時には、新しい住所で交付されます。
乳幼児医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、老人医療の受給者証をお持ちの方				被保険者証	
介護保険被保険者証をお持ちの方	住所の表記変更	町役場保険介護課 介護保険係 ☎73-3111(237)	期限無く必要なとき	被保険者証	
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	住所の表記変更	町 役 場 福 祉 課 福祉給付係 ☎73-3111(228)	速やかに	・手帳 ・印鑑 ・変更届	担当窓口にて「身体障害者(児)居住地(氏名)変更届」を提出して下さい。 代理の方でも構いません。
預金通帳やクレジットカード等	登録住所の変更	金融機関等	各社備え付けの住所変更届出書に字名変更に係る証明書を添えて提出することが一般的なようですが、詳しい内容については、各金融機関等にお問い合わせ下さい。		
旅券(パスポート)をお持ちの方	住所の表記変更	最終ページの「所有者記入欄」の現住所をご自身で訂正して下さい。 ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。		【問い合わせ先】 根 室 支 庁 総 務 課 ☎0153-24-5418	

※その他の許可、認可及び免許等で法令により住所変更が必要な方は、それぞれの所轄官庁等へ手続きして下さい。

■留意事項

- 住所変更申請などで「字名地番改正にかかる証明書」が必要な場合は、お手数ですが2月20日以降に役場街づくり推進室までおこし下さい。交付は無料です。ただし、引っ越して改正日以降に改正区域内に住所を変更した方には、証明書は交付できません。また、住所変更に関して必要な町が発行する他の書類(住民票や戸籍の附票など)は有料となります。
- 住所の変更手続きは、改正施行日の2月20日から行って下さい。
- この度の住所変更に伴いまして、皆様方には各種の住所変更手続きをしていただくことになりますが、公共性の高い「電力、電話、郵便、農協」の各機関につきましては、皆様方の個人情報であります「旧住所、新住所、世帯主」の通知を検討しておりますので、皆様方の中で、これらの機関に個人情報の通知を希望されない方は、ご面倒でも平成18年2月28日までに役場街づくり推進室にご連絡をお願いいたします。
(個人情報の通知をしない場合には、お手数をおかけしますが、他の手続きと同様にご自分で変更の手続きをお願いいたします。)
- 全体の改正内容(区域)については、2月町広報誌によりご確認ください。

字名地番改正に係る問い合わせ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町建設水道部 街づくり推進室 街づくり推進係
TEL0153-73-3111(内線353)・FAX0153-73-5333